

3月号（474号）

以下の事例を読み、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 Xは、甲国の現政権に対し批判的な組織の構成員である。

甲国と日本との間には民間の交流はあるものの、国交は断絶されている。このため、日本には同国の大使館や領事館は置かれていないが、貿易、経済、技術、文化などの交流のための実務機関として、同国の駐日代表機関が日本国内に置かれている。

2 Xは、某年9月30日午前2時過ぎ頃から同3時頃までの間に、甲国駐日代表機関の入った建物（鉄筋コンクリート造り、6階建。以下、「駐日代表機関」あるいは「同機関」）前において、同機関1階正面出入口鉄製扉（建物の一部を構成し、取り外せないもの）の中央に、白色ペンキを使用して「甲国政府打倒」「甲国大統領は退陣せよ」と大書し、同機関の威容と美観とを著しく損なわせ、容易に原状に復し得ない程度にこれを汚損した。

3 Xは、さらに、これに引き続き、同機関代表であるAが看守する同機関1階正面出入口上部のポーチに立ち入り、甲国に対し侮辱を加える目的で、同国駐日代表機関1階正面出入口上部の壁面に掲げられていた甲国の国旗の上に、「甲国政府打倒」「甲国人民を解放しよう」と書かれたベニヤ板を貼り付け、甲国の国旗を外部から全く見えないように遮蔽した。

4 Xは、同年10月24日、甲国出身のAが自宅前に設置したポールに私的に掲揚していた甲国および乙国（同国は日本と国交がある）の国旗を見つけるや、「乙国は甲国の後ろ盾であったか」と思いこみ、両国に侮辱を加える目的で、これらの旗をポールから引き下ろし引き裂いた。

5 甲国および乙国は、それぞれ、同年12月10日、Xを訴追するよう請求した。

2月号（473号）

以下の事例を読み、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 XとAは旧来より知人であったが、某年5月中旬頃から、Aは、XがAの悪口を言いふらしていると誤解して、Xに対して一方的に恨みを抱くようになった。

2 Xは、Aから、同年6月2日午後4時30分頃、不在中の自宅の玄関扉を消火器で何度もたたかれ、その頃から同月3日午前3時頃までの間、十数回にわたり電話で、「今から行ったから待って。はじめとったるから」と怒鳴られたり、仲間とともに総出で攻撃を加えられと言われたりするなど、身に覚えのない因縁を付けられ、立腹していた。

3 午前2時15分頃の通話の時点では、AがXに対し「今から行ったから待って」と怒鳴るなどし、それに対しXが立腹した様子で言い返すなどしており、仲裁的な役割を果たしたBがAに落ち着くようよう言って別れた際にも、Aは納得していない様子であった。

4 Xは、自宅にいたところ、同日午前4時2分頃、Aから、マンションの前に来ているから降りて来るようにと電話で呼び出されて、自宅にあった包丁（刃体の長さ約13.8cm）にタオルを巻き、それをズボンの腰部右後ろに差し挟んで、自宅マンション前の路上に赴いた。

5 Xを見つけたAがハンマーを持ってXの方に勢いよく駆け寄っていくと、Xは、それに驚いて立ち止まったり、たじろいだり、Aから遠くに離れようとする様子は全くなく、そのまま平然と歩いてAに近づいた。

Aは、ハンマーでXの腰部めがけて殴りかかった。Xは、Aからの1回目の攻撃に左腕を出して対応すると、その時点で右手を包丁を差していた右腰付近に回し、2回目の攻撃に腰を引いて対応すると、右腰付近から包丁を取り出し、Aが3回目の攻撃態勢に入った時点では、包丁を持った右手を引いてAを攻撃できる態勢を取り、瞬時にAの懐に踏み込んで、殺意をもってAの左側胸部を包丁で1回強く突き刺した。

Aは、同日午前4時30分頃、左胸部・左肺刺創に基づく血液吸引による窒息により死亡した。

1月号（472号）

以下の事例を読み、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 Xは、甲県警察乙警察署地域課に勤務して、警部補として犯罪の捜査等に関わり、告発を受理し、告発人に助言、指導を与えるなどの職務に従事していた。

2 Yは、丙社の代表取締役をしていたが、同社が競売手続を進めていた土地をめぐり、Zらとその競売を妨害したとしてZらを公正証書原本不実記載・同行使罪で、甲県警察丁警察署長に告発状を提出していた。

Yは、その後、同署に上記告発事件の捜査を早く進めるよう何度も催促していたが、進展せず、焦燥感を募らせていたところ、かねてよりの知人であるXに依頼して捜査の進展状況を聞き出す等しようと考えた。

3 Yは、Xとの会食の席を設け、その席上、Xに対し、「丁署の事件が、なかなか進まないんで困っています。なんとか早くならないですか」と述べた。Xはこれに対し、「丁署の事件にとやかく言える立場ではない。そんな権限もないですよ」などと答えたが、「丁署に知り合いもいますので、捜査の進捗具合を聞くことぐらいできると思いますので聞いてあげますよ」と言い、Yから、「よろしくお願いします」と言われるとともに、後日Yの事務所ですら上記告発事件の書類を見てほしいと頼まれ、これを了承して別れた。

4 Xは、後日、丙社の事務所に赴き、社長室でYと会い、上記告発事件の関係書類に目を通し、「これは分かりにくい。丁署じゃあ時間がかかるよ。ヤクザがからんでいるのだろう。こういうのは4課に持って行った方が早かった。後でよく読んでおきますよ」などと言い、同書類を受け取るとともに、Yが、捜査が進まない原因を知りたがっていたのは分かっていたため、「丁署には知り合いがいるので、どうなっているのか聞いてみますよ。少し動いてみますよ」と答えたところ、Yから、「動くのには金もいるんでしょう」と言われて、封筒入りの現金100万円を渡された。Xは、上記告発事件について、告発状の検討、助言、捜査情報の提供、捜査関係者への働き掛けなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、これを受領して同所を出た。

〔参照条文〕

警察法 64 条 都道府県警察の警察官は、この法律に特別の定がある場合を除く外、当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行うものとする。

12月号（471号）

以下の事例を読み、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 大型スーパーマーケット甲に買い物に来たAは、6階エスカレーター脇の通路に置かれたベンチでアイスクリームを食べたが、同日午後3時50分ころ、その場を立ち去る際に財布を上記ベンチの上に置き忘れて立ち去った。

2 Aは、6階からエスカレーターで地下1階の食料品売場に行き（6階から地下1階までのエスカレーターによる所要時間は約2分20秒である）、買物をするため、財布を取り出そうとして、これがないことに気づき、すぐに上記ベンチに置き忘れてきたことを思い出し、直ちに上記ベンチまで引き返したが、財布は見当たらなかった。

3 Xは暇つぶしのために甲に立ち入ったが、生活に困っていたため、置き引きをして生活費を捻出しようと考えた。Xは、同日午後4時前ころ、上記ベンチの上に、Aが置き忘れた財布があるのを目にとめ、付近に人が居なかったことから、これを持ち去ろうと考え上記ベンチに近づいたところ、斜め前方に数m離れた先の別のベンチに居たBが財布を注視しているのに気付いた。そこで、Xは、同日午後4時ころ、Bに「警備員室に届けてやる」と偽りを述べ、財布を持ってその場を離れた。

4 その後、Xは、3階のトイレで財布の中身を確認して財布はその場に捨て、中にあった現金3万円あまりを抜き取って、その足でパチンコ店に行ったものの、この3万円あまりをあっという間に費消してしまった。

そこでXは、同店内で万引きをしたうえで自首して刑務所に入ろうと考え、隣席のCが足もとに置いたバッグを同人がパチンコに夢中になっている隙に持ち出し、その足で交番に直行した。

11 月号（470 号）

以下の事例を読み、X・Y の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 甲県職員 X は、同県地方公務員労働組合に所属していたが、同県「職員の退職手当に関する条例」の改正に反対し、同県との交渉に当たっていた。交渉は難航し、某年 6 月 28 日、県は交渉が妥結しないまま改正案を県議会に提案した。改正案は、同県議会総務文教委員会（以下、「総文委」）に付託された。総文委では改正案につき審議が進められ、同年 7 月 4 日には、翌 5 日の採決を待つばかりの状態となった。

2 X は、同月 5 日午前中、県議会議長に対し、知事との交渉を仲介するよう依頼した。同議長も知事に対し X と面会するよう斡旋したが、知事がこれを拒否したため、議長は X に対しその旨を伝えた。

X は、乙党所属議員 A が知事との面会を妨害したと考え、A に抗議をするとともに総文委の開催を妨げようとし、同日午後 4 時 20 分ころ、共謀の上、総文委の開催が予定されていた委員会室に警備員の制止を無視して約 200 名の組合員とともに侵入し、同室所在の A に対し「知事交渉が拒絶されたのはお前のせいだ」と大声で罵声を浴びせ、委員席に置いてあったプラスチック製の名札で机を叩き同日午後 5 時 15 分ころまで同室を占拠し、総文委における採決等を一時不能にした。

3 Y は、X と無関係の者であるが、SNS を通じ、X らが事例中 2 記載の事実について捜査の対象とされていることを知り、これを不当な捜査だと考え妨げようとして、同年 7 月 26 日深夜、インターネット掲示板に、同日から 1 週間以内に甲県所在の丙駅において無差別殺人を実行する旨の虚構の殺人事件の実行を予告した。

この結果、同掲示板を閲覧した者からの通報を介して、同県警察本部の担当者らをして、同県丙警察署職員 P らに対し、その旨伝達させ、同月 27 日午前 7 時ころから同月 28 日午後 7 時ころまでの間、同伝達を受理した同署職員 P ら 8 名をして、丙駅構内およびその周辺等への出動、警戒等の業務に従事させ、その間、同人らをして、Y の予告さえ存在しなければ遂行されたはずの警ら、立番業務その他の業務の遂行を困難ならしめた。

10月号（469号）

以下の事例を読み、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 Xは、ホストクラブにおいてホストをしていたが、客であったAが遊興費を支払うことができなかつたことから、Aに対し、激しい暴行、脅迫を加えて強い恐怖心を抱かせ、平成29年1月ころから、風俗店で働くことを強いて、これを分割で支払わせるようになった。

2 Xは、Aに生命保険を掛けた上で自殺させ、Aの死亡が事故に起因するものと見せかけて保険金を取得しようとして企て、自己を受取人とする生命保険にAを加入させた。Xは、自己の言いなりになっていたAに対し、平成31年1月9日午前0時すぎころ、まとまった金が必要なので死んで保険金をよこせと迫り、Aに車を運転させ、同日午前3時ころ、本件犯行現場の漁港まで行かせたが、付近に人気があったため、当日はAを海に飛び込ませることを断念した。

3 Xは、翌10日午前1時すぎころ、Aに対し、事故を装って車ごと海に飛び込むという自殺の方法を具体的に指示し、同日午前1時30分ころ、本件漁港において、Aに、車ごと海に飛び込むように命じた。Aが飛び込むことを渋ったため、Xは、Aの顔面を平手で殴り、その腕を手拳で殴打するなどの暴行を加え、海に飛び込むように迫った。Aが「明日やるから」などと言って哀願したため、Xは、「絶対やれよ。やらなかったらおれがやってやる」などと申し向けた上、翌日に実行を持ち越した。

Aは、Xの命令に応じて自殺する気持ちはなく、車ごと海に飛び込んだ上で死亡を装ってXから身を隠そうと考えた。

4 翌11日午前2時すぎころ、Xは、Aを車に乗せて本件漁港に至り、運転席に乗車させたAに対し、車ごと海に飛び込むよう命じた。Xは、その場にいると、前日のようにAから哀願される可能性があると考え、現場を離れた。

Aは、普通乗用自動車を運転して、本件漁港の岸壁上から海中に同車もろとも転落したが、車が水没する前に運転席ドアの窓から脱出し、港内に停泊中の漁船にはい上がるなどして死亡を免れた。

5 本件現場の海は、当時、岸壁の上端から海面まで約1.9m、水深約3.7m、水温約11度という状況にあり、車ごと飛び込めば飛び込んだ際の衝撃で負傷するなどして車からの脱出に失敗する危険性は高く、また脱出に成功したとしても、冷水に触れて心臓まひを起し、あるいは心臓や脳の機能障害、運動機能の低下を来して死亡する危険性は極めて高かった。

9月号（468号）

以下の事例を読み、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 1949年9月19日にジュネーブで採択された道路交通に関する条約（以下「ジュネーブ条約」という）は、締約国もしくはその下部機構の権限ある当局またはその当局が正当に権限を与えた団体でなければ、同条約に基づいて国際運転免許証を発給することができない旨規定した上、国際運転免許証の形状、記載内容等の様式を詳細に規定している。日本国はジュネーブ条約の締約国であり、同条約に基づいて発給された国際運転免許証は、日本国において効力を有する。

2 Xは、某国に存在する国際旅行連盟という民間団体から委託を受けて、国際運転免許証に類似した文書1通（以下「本件文書」という）を作成した。Xは、本件文書と同様の国際運転免許証様の文書を顧客に販売することを業としており、本件文書も、顧客であるAの依頼に基づき、Aへ交付する目的で作成されたものであった。

3 本件文書は、その表紙に英語と仏語で「国際自動車交通」、「国際運転免許証」、「1949年9月19日国際道路交通に関する条約（国際連合）」等と印字されているなど、ジュネーブ条約に基づく正規の国際運転免許証にその形状、記載内容等が酷似している。また、本件文書の表紙に英語で「国際旅行連盟」と刻された印章様のものが印字されている。

4 国際旅行連盟なる団体がジュネーブ条約に基づきその締約国等から国際運転免許証の発給権限を与えられた事実はなく、Xもこのことを認識していた。

8月号（467号）

以下の事例を読み、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 Xは、新興宗教団体の教祖であり、手の平で患者の患部をたたいてエネルギーを患者に通すことにより自己治癒力を高めるという独自の治療を施す特別の能力を持つなどとして信奉者を集めていた。

2 Xの信奉者であるAは、脳内出血で倒れて兵庫県内の病院に入院し、意識障害のため痰の除去や水分の点滴等を要する状態にあり、生命に危険はないものの、数週間の治療を要し、回復後も後遺症が見込まれた。Aの息子Bは、やはりXの信奉者であったが、後遺症を残さずに回復できることを期待して、Aに対する治療をXに依頼した。

Xは、脳内出血の患者に治療を施したことがなかったため、Bによる依頼に対しあいまいな対応をし、明確な返事をするのを避けた。

3 Bは、Xからの明確な返事はなかったものの、このままではAに重篤な後遺症が残ってしまうことを恐れた。そこでBは、Aを退院させることはしばらく無理であるとする主治医の警告を知りながら、なお点滴等の医療措置が必要な状態にあるAを入院中の病院から運び出し、その生命に具体的な危険を生じさせた。

Bは、Aを、Xが宿泊しているホテルの客室まで運び込んだ。

4 Xは、運び込まれたAの容態を見て、そのままでは死亡する危険があることを認識したが、事ここに及んでBの依頼を断れば教祖としての自らの沽券にかかわると考え、Aの治療を引き受けた。

5 Xは、Aの治療を引き受けたものの、実際には同人に治療を行うことはなかった。Xは、その様子をBや同宿していた側近らに見られないよう、Bや側近らに命じて同人らを退室させた。さらに、ドアノブに「DoNotDisturbPlease」と書かれた札を吊り下げ、同室にホテル従業員らが立ち入らないようにした。

6 Xは、Aが死亡するかも知れないがやむを得ないと考え、痰の除去や水分の点滴等Aの生命維持のために必要な医療措置を受けさせないままAを約1日の間放置し、痰による気道閉塞に基づく窒息によりAを死亡させた。

7月号（466号）

以下の事例を読み、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 Xは、Aが勤務する会社から絵画を購入した際、その従業員であったAの接客態度に疑問と怒りを抱くようになった。そこで、Xは、Aに対して暴行を加えて同人に仕返しをしようと考え、某日午前0時頃、A宅前で同人を待ち伏せしていた。

A宅は、リビング・ルームと寝室の2部屋で構成されていた。

2 Xは、同日午前0時10分頃、自宅に帰宅したAを同人宅の寝室に押し込み、さらに這って逃げようとするAを捕まえ、顔面を数回殴打した。その後、Xは、Aの両手首を紐で後ろ手に縛って、身動きが困難な状態にした。

3 Xは未だ気が済まず、A所有のパーソナル・コンピュータ（以下、「PC」）を持ち帰り、そこに保存されたデータからさらなる嫌がらせの材料を探そうと考えた。

そこで、Xは、同日午前0時30分頃、リビング・ルームに置いてあったA所有のPCを所携のバッグの中に入れた。

4 同日午前0時40分頃、Xは、A宅から逃走することとした。Xは、後ろ手に縛った紐を緩めるなどしたが、逃走の時間を確保するために、Aの両足をさらに縛った。逃走する際に、Xは、Aが高価な腕時計をはめていることに気付き、これを同人の腕から外して所携のバッグの中に入れた。

Aは、Xが逃走した後、自ら両手首の紐を外すなどし、自由になった。

5 Aは、Xから殴打された際、意識を失うことはなかった。また、Aは、PCを奪われたことは気付いていなかったが、腕時計を奪われたことは気付いていた。

Xは、暴行の最中も、逃走する際も、Aの意識があることを確認していた。

6 Xは、A宅から持ち去ったPCを自宅で使用した。また、同人宅から持ち去った腕時計は、友人に売却した。

6月号（465号）

以下の事例を読み、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 Xは、交通違反等の取締りに当たる捜査車両の車種やナンバーを把握するため、某警察署東側塀（以下「本件塀」という）の上によじ上り、塀の上部に立って、同警察署の中庭を見た。

この際、Xは、塀によじ上って中庭を覗き込み捜査車両の車種等を把握するつもりであったに過ぎず、塀を乗り越えて警察署の敷地内に入る意図は有していなかった。

2 同警察署は、敷地の南西側にL字型の庁舎建物（以下「本件庁舎建物」という）が、敷地の東側と北側に塀が設置され、それらの塀と本件庁舎建物により囲まれた中庭は、関係車両の出入りなどに利用され、車庫等が設置されている。同警察署への出入口は複数あるが、南側の庁舎正面出入口以外は施錠などにより外部からの立入りが制限されており、正面出入口からの入庁者についても、執務時間中職員が受付業務に従事しているほか、入庁者の動静を注視する態勢が執られ、本件庁舎建物から中庭への出入りを制限する掲示がある。

3 本件塀は、高さ約2.4m、幅約22cmのコンクリート製で、本件庁舎建物及び中庭への外部からの交通を制限し、みだりに立入りすることを禁止するために設置されており、塀の外側から内部をのぞき見ることもできない構造となっている。

5月号（464号）

以下の設問を読み、X・Yの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 X・Y両名は、ワイン・コレクターであるAの住居に侵入してワインを窃取しようと共謀の上、某日午後3時ころ、A方にYが運転する自動車で乗り付け、A方に誰もいないことを確認した上で、施錠されていない玄関扉を開け侵入し、同人所有のワイン10本を、前記自動車に積み込んだ。

なお、同人らは、上記共謀に際し、A方に誰かがいた場合にはA方への侵入を中止すること、誰かに見つかった場合には脅したり暴力を振るったりせず逃げることを申し合わせていた。

2 無類の酒好きであるXは、Yに対し、自分はさらにワインを物色するので、前記自動車に積み込んだワインをY宅へ運んでおいて欲しい旨を告げた。そこで、Yは前記自動車を運転して同日午後3時10分ころA方を離れ、約1km離れた場所にある自宅へ持ち帰った。

3 Xは、A方でさらにワインを物色していたが、同日午後3時20分ころ、Aが帰ってきた気配がしたため、A方内に隠れてAが再び出かけるのを待とうと考え、ワインを片手にA方の屋根裏部屋に忍び込んだ。

Aは、屋根裏部屋を物置として使っており、この部屋に頻繁に上がることはなかった。

4 自宅にワインを運び込んだYは、Xのみがおいしい思いをすると考えるといてもたってもいられなくなり、自らもA方に戻ってさらにワインを盗むこととした。

Yは、A方で誰かに見つかったら脅して逃げようと決意し、登山ナイフ（刃体約14.5cm）を用意してこれを携え、前記自動車でA方へ引き返した。

Yは、同日午後3時30分ころ、A方に侵入しようとして同人方の玄関扉を開けたが、Aが帰宅していることに気付き、扉を閉めて門扉外に出た。この様子をAが発見し、Yを捕まえようとした。Yは、逮捕を免れようとして前記ナイフを取り出し、Aに刃先を示し、左右に振って近付き、Aがひるんで後退したすきに逃走した。

5 Aが警察に通報したため、同日午後6時ころ、警察官P・QがA方に到着した。

午後6時10分ころ、P・QがA方の被害状況を確認していると屋根裏部屋から物音がしたため、Pが屋根裏部屋に上がったところ、Xは、Pに対し、逮捕を免れようとして、その顔面等をワインボトルで殴打し、Pに加療約3週間を要する傷害を負わせた。

4月号（463号）

以下の事例を読み、X・Yについて詐欺罪が成立するか論じなさい。

1 甲県内の乙ゴルフクラブ（以下、「乙クラブ」）では、一般客とのトラブルを防止しゴルフクラブとしての信用・格付けを低下させないため暴力団関係者の入会を認めておらず、入会の際に暴力団関係者との交友関係の有無を尋ねるアンケートへの回答を求めるとともに、暴力団関係者を同伴・紹介することはない旨の誓約書を提出させていた。ゴルフ場利用約款でも、暴力団関係者の入場及び施設利用を禁止していた。Xは、乙クラブの入会審査を申請した際、上記アンケートに対し「ない」と回答した上、上記誓約書を提出し、同クラブの会員となった。

2 暴力団関係者Yは、施設利用を拒絶される可能性があることを認識していたが、Xから誘われ、その同伴者として、乙クラブを訪れた。

乙クラブでは、利用客は、フロントにおいて、「ご署名簿」に自署して施設利用を申し込むこととされていた。しかし、X・Yは、相談の上、Yが暴力団関係者であると発覚しないよう、施設利用の申込みに際しXのみがフロントに赴くこととした。フロントにおいてXは「ご署名簿」に自分の氏名を記入した上で、Yの氏名（本来は氏名とも漢字である）を全てひらがなで記入した書面を同クラブ従業員Aに渡し「ご署名簿」への代署を依頼するという方法で施設利用を申し込み、会員の同伴者である以上暴力団関係者ではないと信じたAをして施設利用を許諾させた。

Xは、申込みの際、Aから同伴者に暴力団関係者がいないか改めて確認されたことはなく、自ら同伴者に暴力団関係者はいない旨虚偽の申出をしたこともなかった。Xが施設利用申込みをする間、Yはフロントに赴かず、その後、フロントに立ち寄ることなくプレーを開始した。Yの施設利用料金等は、Xが精算した。

3 乙クラブにおいては、ゴルフ場利用約款で暴力団関係者の入場及び施設利用を禁止する旨規定し、入会審査に当たり暴力団関係者を同伴、紹介しない旨誓約させるなどの方策を講じていたほか、甲県防犯協議会事務局から提供される他の加盟ゴルフ場による暴力団排除情報をデータベース化した上、予約時または受付時に利用客の氏名がそのデータベースに登録されていないか確認するなどして暴力団関係者の利用を未然に防いでいたところ、本件においても、Yが暴力団関係者であることが分かれば、その施設利用に応じることはなかった。